

序 章

I. 制度改正の趣旨

世界が一つの市場として機能している中、今後世界的な大競争（メガコンペティション）の時代を迎えることは必至であり、我が国産業も、新たな競争力の源泉を確保していく必要がある。我が国産業の競争力を強化するためには、資金、人材、技術及び事業環境といった様々な構成要素の整備が必要であるが、技術等の知的創作の保護は、競争力強化のための重要な柱となるものと考えられる。このことは、「科学技術基本法」及び「科学技術基本計画」等の動きの中でも、独創的な技術開発を行い、新分野での新産業を創生させ、いわば技術と頭脳による国づくり（科学技術創造立国）を進めることが我が国が21世紀に向けて世界のリーダーとして生き残るために必要であり、知的財産権の保護強化及びハーモナイゼーションはその条件整備であるとの認識が示されている。

我が国においても、近年の世界的な知的所有権の重視の動向を踏まえ、知的創作を権利化するプロセスについては累次見直され、広い形での保護制度の構築、早期の権利設定、制度の国際的ハーモナイゼーションの観点からの制度改正が行われてきた。しかし、我が国において、知的財産権が十全に保護され、経済のパラダイムの転換を支えていくためには、知的創作を権利として設定するのみならず、権利化された知的創作を製品化して活用するとともに侵害から適切に救済することで投資リスクを回収し新たな知的創造の促進を図るという、知的創造サイクルを確立していくことが必要不可欠である。

一方、我が国における知的財産権侵害訴訟は時間がかかり、費用もかかる割に、損害賠額は、総じて低いとされ、侵害に対する十分な救済がなされているとは言い難いとの指摘がなされている。現行の特許法等も昭和34年法において、民法の一般則に対していくつかの特則を設けて対応を図っているが、その後の

社会環境の著しい変化にもかかわらず、約40年間見直しをされておらず、上述のように損害賠償額が十分なものとはなっていないのが実情である。この背景には、現在の制度に権利の実効性という点でなお問題点が内在しているものと考えられ、これを早急に改善し、適切な救済を確保していくことが今後我が国が望ましい方向に進んでいくための不可欠の課題である。工業所有権の損害賠償制度等の見直しは、このような工業所有権が「侵害し得」になっていると言われる現状について、民事・刑事両面からの改善を図るため、関係法律の改正を行うものである。

意匠に関しても、大競争時代を勝ち抜く上で「デザイン」は製品の魅力、競争力を構成する重要な要素であるのに、意匠法は昭和34年以来、大幅な改正がなされておらず、現在の社会情勢の下、従来の意匠制度では、デザイン開発実態の多様化、巧みな模倣の実態に対応できない場合があり、デザイン開発への投資のインセンティブを維持させるためにも、広く強い意匠権によりデザインの保護強化を図ることが必要とされている。具体的には約40年前のデザインレベルを前提にした創作性要件の見直しや、デザイン開発の多様化に対応するための部分意匠制度の導入や組物の意匠（システムデザイン）の適切な保護が必要とされ、また、バリエーションの意匠に基づく権利行使が可能となることも望まれている。そのため、今回の改正は、創造的デザインの保護強化を行うため、関連意匠制度の導入等、我が国のデザイン開発力の向上を踏まえた意匠法の改正を行うものである。

早期保護の実現としては、昭和59年から実施してきたペーパーレス・システムの拡大を図る必要性がある。特許庁では、平成12年を目途に、意匠、商標等についてもオンライン手続とする法域を導入することとしている。そのための前提として、オンライン手続の対象を従来の特許法、実用新案法に加え、意匠法、商標法に拡大するため、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の改正を行うものである。

今回の改正は、上記の他、無効審判における審理の促進、特許料の引下げ、国と国以外の民間等の者の共有にかかる特許料等、優先権証明書の提出の省略、

序 章

発明の名称等の削除、商標の登録証の発行等に關しても、特許法等関係法律の改正を行うものである。

II. 改正法成立までの沿革

今回の制度改正の内容は、平成9年4月に工業所有権審議会において損害賠償等小委員会と意匠小委員会の設置が決定され、同年6月から両小委員会における検討が開始され、各7回にわたる審議及び法制部会における審議を経て、平成9年12月16日同審議会の「特許法等の改正に関する答申」(「損害賠償制度等の見直しについて」、「意匠法の改正について」、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の改正について」、「特許法、実用新案法及び商標法に係る他の改正事項について」)としてとりまとめられた。

「特許法等の一部を改正する法律案」は、同答申を踏まえて策定され、平成10年2月10日閣議決定された後、同月12日に第142回通常国会に提出された。同法案は、衆議院において、同商工委員会における同年4月3日の質疑及び採択を経て、同月7日の本会議において全会一致で可決された。また、参議院においては、同経済・産業委員会における同月23日に質疑、採択及び附帯決議を経て、翌日の本会議において可決、成立した。

同法律は、5月6日に平成10年法律第51号として公布された。施行日は、特許料の引下げ、指定調査機関における調査業務の追加等に関する規定については平成10年6月1日(公布の日から起算して一月以内の政令で定める日)、先後願の判断における拒絶確定出願等の取扱いの見直し、優先権証明書の提出の省略、損害賠償額の算定方式の見直し、無効審判における審理の促進、特許等に関する書類の閲覧等の見直し、侵害罪・法人重謀の罰則の見直し、部分意匠の導入、意匠登録にかかる創作容易性水準の引き上げ、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠の保護除外、組物の意匠の適切な保護、類似意匠制度の廃止と関連意匠制度の創設、商標登録証及び防護標章登録証の交付に関する規定は平成11年1月1日、国と民間との共有に係る特許料等の取扱い

に関する規定は平成11年4月1日、審判・意匠・商標のペーパーレス化に関する規定は平成12年1月1日である。

【特許法等の一部を改正する法律の成立・施行まで】

平成9年4月24日 第33回工業所有権審議会総会

(損害賠償等小委員会及び意匠小委員会の設置、審査・審判の迅速化、ペーパーレス計画の推進)

〈損害賠償等小委員会〉

平成9年4月24日 第33回総会 (損害賠償等小委員会の設置)

6月10日 第1回小委員会 (知的財産権にかかる救済等の現状と問題点)

7月14日 第2回小委員会 (刑事罰及び特許権の侵害訴訟等の紛争解決システムについて、我が国におけるライセンス実務・政策、訴訟経験等について)

9月1日 第3回小委員会 (知的財産の侵害に対する救済等のあり方)

10月2日 第4回小委員会 (同上)

10月21日 第5回小委員会 (同上)

11月11日 第6回小委員会 (小委員会報告書案)

11月25日 第7回小委員会 (工業所有権審議会損害賠償等小委員会報告書とりまとめ)

〈意匠小委員会〉

平成9年4月24日 第33回総会 (意匠小委員会の設置)

6月17日 第1回小委員会 (意匠制度をめぐる問題とその検討状況、意匠制度のあり方に係る検討事項)

7月30日 第2回小委員会 (意匠審査の迅速化(報告)、意匠の早期保護(無審査登録制度の併設、出願公開制度の導入、早期審査制度の法制化、創作容易性要件の引上げ、機

能にのみ基づく意匠の保護除外))

- 9月9日 第3回小委員会（類似意匠制度の見直し、拒絶確定出願等の先願の地位）
- 9月25日 第4回小委員会（部分意匠の保護、模様のみの意匠の保護、システムデザイン等の保護）
- 10月14日 第5回小委員会（願書・図面記載要件の多様化・簡素化、特徴記載制度、早期審査制度（報告））
- 10月29日 第6回小委員会（類似意匠制度の廃止と関連意匠制度の創設、訂正審判制度、小委員会報告書案）
- 11月20日 第7回小委員会（工業所有権審議会意匠小委員会報告書とりまとめ）

〈法制部会〉

- 平成9年11月7日 第30回法制部会（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律について、特許法、実用新案法及び商標法に係る他の改正事項について（優先権証明書データの交換、願書中「発明の名称」等の項目の削除、早期審査処理促進のための拒絶確定出願の先願の地位の見直し、国と民間の共有の場合の特許料等の取扱い、商標登録証の発行）、損害賠償等小委員会検討状況報告、意匠小委員会検討状況報告）

〈工業所有権審議会答申から施行まで〉

- 平成9年12月16日 第34回工業所有権審議会総会及び第31回法制部会
(特許法等の改正に関する答申
「損害賠償制度等の見直しについて」
「意匠法の改正について」
「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の改正について」
「特許法、実用新案法及び商標法に係る他の改正事項

		について」、特許料の見直しについて)
平成10年 2月10日		「特許法等の一部を改正する法律案」閣議決定
2月12日		同法案第142回通常国会提出
3月31日		衆議院商工委員会 付託
4月1日		衆議院商工委員会 趣旨説明
4月3日		衆議院商工委員会 質疑及び採択（全会一致）
4月7日		衆議院本会議 可決（全会一致）
4月15日		参議院経済・産業委員会 付託
4月16日		参議院経済・産業委員会 趣旨説明
4月23日		参議院経済・産業委員会 質疑、採決及び附帯決議 (全会一致)
4月24日		参議院本会議 可決・成立
5月6日		「特許法等の一部を改正する法律」公布 (平成10年法律第51号)
5月20日		「特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」公布 (平成10年政令第177号)
6月1日		施行（特許料の引下げ、指定調査機関における調査業務の追加等の改正）
平成11年 1月1日		施行（先後願の判断における拒絶確定出願等の取扱いの見直し、優先権証明書の提出の省略、損害賠償額の算定方式の見直し、無効審判における審理の促進、特許等に関する書類の閲覧等の見直し、侵害罪・法人重課の罰則の見直し、部分意匠の導入、意匠登録にかかる創作容易性水準の引上げ、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠の保護除外、組物の意匠の適切な保護、類似意匠制度の廃止と関連意匠制度の創設、商標登録証及び防護標章登録証の交付）

序 章

4月1日 施行（国と民間との共有に係る特許料等の取扱い関係の改正）

平成12年1月1日 施行（審判・意匠・商標のペーパーレス化関係の改正）

なお、関係する政令と省令が以下のように公布・施行された。

- 平成10年12月18日 「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」公布
(平成10年政令第399号)
「特許法施行令の一部を改正する政令」公布
(平成10年政令第400号)
「特許法施行規則等の一部を改正する省令」公布
(平成10年通商産業省令第87号)
- 平成11年1月1日 施行「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」、「特許法施行令の一部を改正する政令」、「特許法施行規則等の一部を改正する省令」
- 平成11年3月10日 「特許法施行規則等の一部を改正する省令」公布
(平成11年通商産業省令第14号)
- 平成11年3月26日 「特許法施行規則及び商標法施行規則の一部を改正する省令」公布
(平成11年通商産業省令第19号)
- 平成11年4月1日 施行「特許法施行規則等の一部を改正する省令」、「特許法施行規則及び商標法施行規則の一部を改正する省令」
- 平成11年12月27日 「特許法施行令等の一部を改正する政令」公布
(平成11年政令第430号)
- 平成11年12月28日 「特許法施行令規則等の一部を改正する省令」公布
(平成11年通商産業省令第132号)
- 平成12年1月1日 施行「特許法施行令等の一部を改正する政令」、「特許法施行規則等の一部を改正する省令」